

○厚生労働省告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項及び独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第二号の規定に基づき、生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬及び独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬及び独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示

（生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部改正）

第一条 生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針

及び介護の報酬（平成十二年厚生省告示第二百十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〜四 (略) (削る)	一〜四 (略) 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わな い。 六〜十一 (略)

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正)

第二条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十七

年厚生労働省告示第二百九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十九条に規定する認定計画に従って整備される有料老人ホームであること。</p> <p>(削る)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十六条に規定する認定計画に従って整備される有料老人ホームであること。</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる施設から転換し、設置される有料老人ホームであること。</p> <p>イ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設の療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。)に入院する患者のための施設</p> <p>ロ 病院又は診療所のうち医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床に入院する患者のための施設</p> <p>四・五 (略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。